

令和8年 春季火災予防運動実施要綱

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』



恵那山と市街地

中津川市消防本部

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いていたが、令和3年以降は再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年11月に大分市で発生した大規模火災では、密集市街地における延焼拡大の危険性が改めて認識されたところであり、密集市街地における住宅防火対策を徹底することが必要である。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においても、火災による大きな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

さらに、令和7年は大船渡市、岡山市、今治市などで大規模な林野火災が発生し、今年に入ってから上野原市などで大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年1月から増加し始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、その背景として、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するとともに、農作業のため火入れや枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどがあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下4及び5の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 統一標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

4 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進

6 中津川市の実施事項

(1) 予防活動

ア 防火対象物の関係者に対して消防計画に基づく消防訓練の実施を勧奨し、防火安全の確保を図る。

イ 防火対象物及び車両の防火査察を行い消防用設備維持管理の徹底を図る。

(2) 広報活動

ア 市広報誌を通じて本運動の周知徹底を図る。

イ 懸垂幕、横断幕、立看板を掲出するとともに、防火ポスターを関係事業所へ掲示依頼し、防火思想の普及啓発を図る。

ウ 期間中に市内全域を防火広報車で巡回し、放火火災防止及び山火事予防の広報を含め、防火思想の普及徹底を図る。

エ 期間中、市内全域で午後7時に1分間サイレンを吹鳴する。

(3) 消防団として次の事業を行う。

車両による防火広報活動及び「火災予防運動実施中」の旗の掲出を行い、住民に防火思想の普及徹底を図る。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

令和8年全国山火事予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主 唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

『山火事を 起こすも防ぐも 私たち』

4 統一実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）まで（春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該機関以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることを妨げない。

5 実施要領

この運動は、次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

ア 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと

イ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

ウ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

エ 火入れを行う際は、届出を行うとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること

オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

令和8年車両火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）まで（春季全国火災予防運動と同一期間）

3 主 唱

消防庁、国土交通省

4 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (3) 車両の通行の用に供するトンネル

5 重点実施要綱

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - ウ 車両への消火器設置の普及促進
 - エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) キッチンカー等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行